

土壤汚染対策法の概要

土壤汚染対策法（平成29年改正後）の概要

- ・ **法に定める契機が発生**したときに土地の土壤汚染の状態を**調査**し、**汚染がある場合は区域指定**される（要措置区域と形質変更時要届出区域の2種類）。
- ・ **要措置区域**では**汚染の除去等の措置**を実施する。**形質変更時要届出区域**では土地の形質の変更に当たって**事前の届出**を行う。また、それぞれの区域から**汚染土壤を搬出する場合には規制**がかかる。

調 査

①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（第3条）

- 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能
- 一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壤汚染状況調査を行う

②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第4条）

- 3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行う
- 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて調査結果を提出可能

③土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）

④自主調査において土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる（第14条）

①～③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

○要措置区域（第6条）

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、汚染の除去等の措置を実施し、報告を行う（第7条）
- 土地の形質の変更の原則禁止（第9条）

○形質変更時要届出区域（第11条）

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）

- 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行う（第12条）

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- 要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壤の搬出の規制（第16条、第17条）（事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守）
- 汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務（第20条）
- 汚染土壤の処理業の許可制度（第22条）

その他

- 指定調査機関の信頼性の向上（指定の更新、技術管理者の設置等）（第32条、第33条）
- 土壤汚染対策基金による助成（汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成）（第45条）

土壤汚染対策法の目的と規制

- ①土壤汚染の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及び
②その汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、
土壤汚染対策の実施を図り、もって③国民の健康を保護することを目的とする。

①汚染の状況の把握に関する措置

- 土壤汚染による健康被害を防止するためには、その前提として、健康被害を生じさせるおそれがある土壤汚染の状況を的確に把握することが必要。
- 汚染の可能性の低い土地も含めたすべての土地を調査することは、法目的に照らして合理的でないことから、土壤汚染の可能性の高い土地について、調査を行う必要性の大きい一定の契機をとらえて土壤汚染の調査を実施。
- 法令で定めた物質について、一定の調査方法により調査。

②健康被害防止措置

(汚染が把握された区域及びその周辺における防止措置)

- 基準値を超過した場合に、汚染の程度や健康被害のおそれの有無に応じて、合理的で適切な対策が実施されるよう、環境リスクに応じて区域を分類。
- 都道府県知事は、要措置区域においては汚染除去等計画の作成を指示。
- 汚染土壌が存在する区域において、形質の変更を行う場合は、環境リスクに応じた施行方法により実施。

(搬出先における防止措置)

- 搬出される汚染土壌の不適正な処理が行われることにより汚染の拡散が起らないよう、汚染土壌の搬出を規制。

※環境リスク：化学物質に固有の有害性の程度と人への暴露レベルを考慮した、環境を通じて人に悪影響を及ぼす可能性。

特定有害物質

- 規制対象物質（**特定有害物質**）として、令和5年9月末現在、**26物質を指定**（施行令）。
- 特定有害物質として定める物質は、**土壤環境基準と整合**するように指定

第一種特定有害物質 （揮発性有機化合物）

12項目

- ・クロロエチレン
- ・四塩化炭素
- ・1,2-ジクロロエタン
- ・1,1-ジクロロエチレン
- ・1,2-ジクロロエチレン
- ・1,3-ジクロロプロペン
- ・ジクロロメタン
- ・テトラクロロエチレン
- ・トリクロロエチレン
- ・1,1,1-トリクロロエタン
- ・1,1,2-トリクロロエタン
- ・ベンゼン

第二種特定有害物質 （重金属等）

9項目

- ・カドミウム及びその化合物
- ・六価クロム化合物
- ・シアン化合物
- ・水銀及びその化合物
- ・セレン及びその化合物
- ・鉛及びその化合物
- ・砒素及びその化合物
- ・ふっ素及びその化合物
- ・ほう素及びその化合物

第三種特定有害物質 （農薬・PCB等）

5項目

- ・シマジン
- ・チオベンカルブ
- ・チウラム
- ・PCB
- ・有機りん化合物

赤枠：土壤含有量基準が設定されている物質

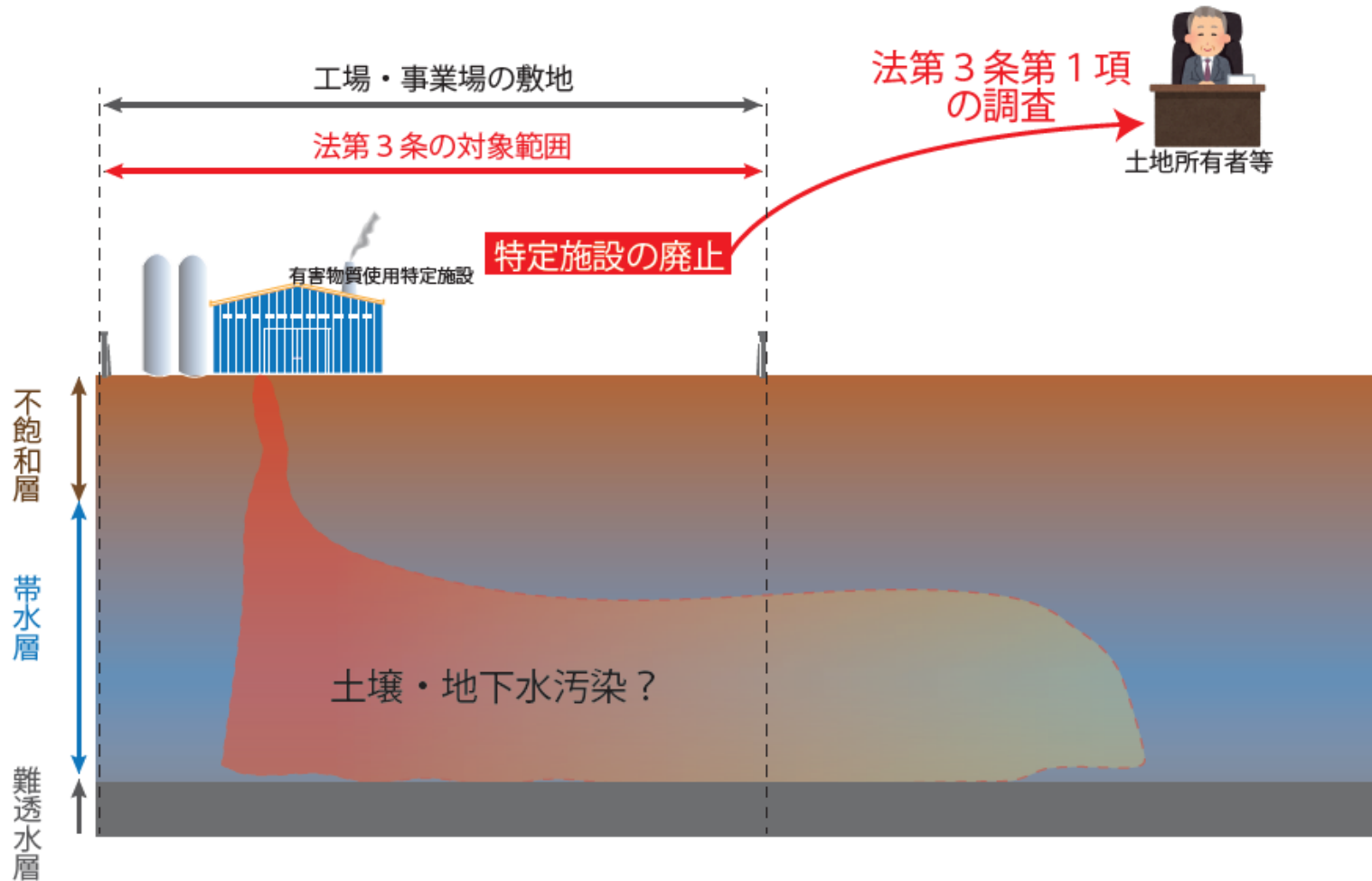
青枠：土壤溶出量基準が設定されている物質

注：上記の他、平成29年に土壤環境基準が設定された1,4-ジオキサン、令和4年4月に地下水環境基準が見直された六価クロムについて、技術的な検討を実施中。

土壌汚染状況の調査契機イメージ（法第3条①）

✓ 有害物質使用特定施設※の廃止時

※水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設のうち、土壌汚染対策法の特定有害物質を製造、使用、処理する施設

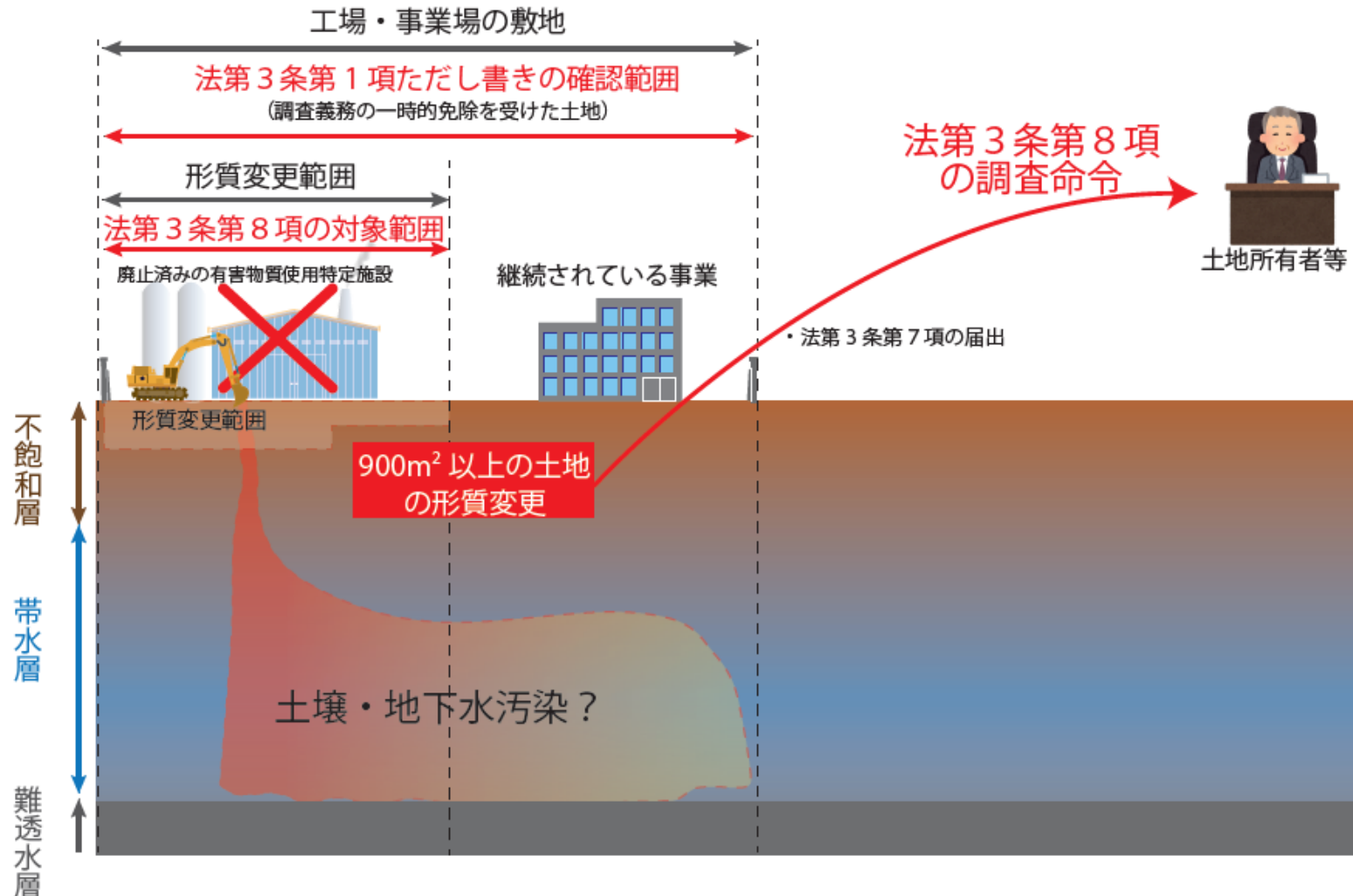


土壌汚染状況の調査契機イメージ（法第3条②）

- ✓ 有害物質使用特定施設※¹廃止時に、調査義務を一時的に免除※²された土地において、900m²以上の形質変更を行う場合

※¹ 水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設のうち、土壌汚染対策法の特定有害物質を製造、使用、処理する施設

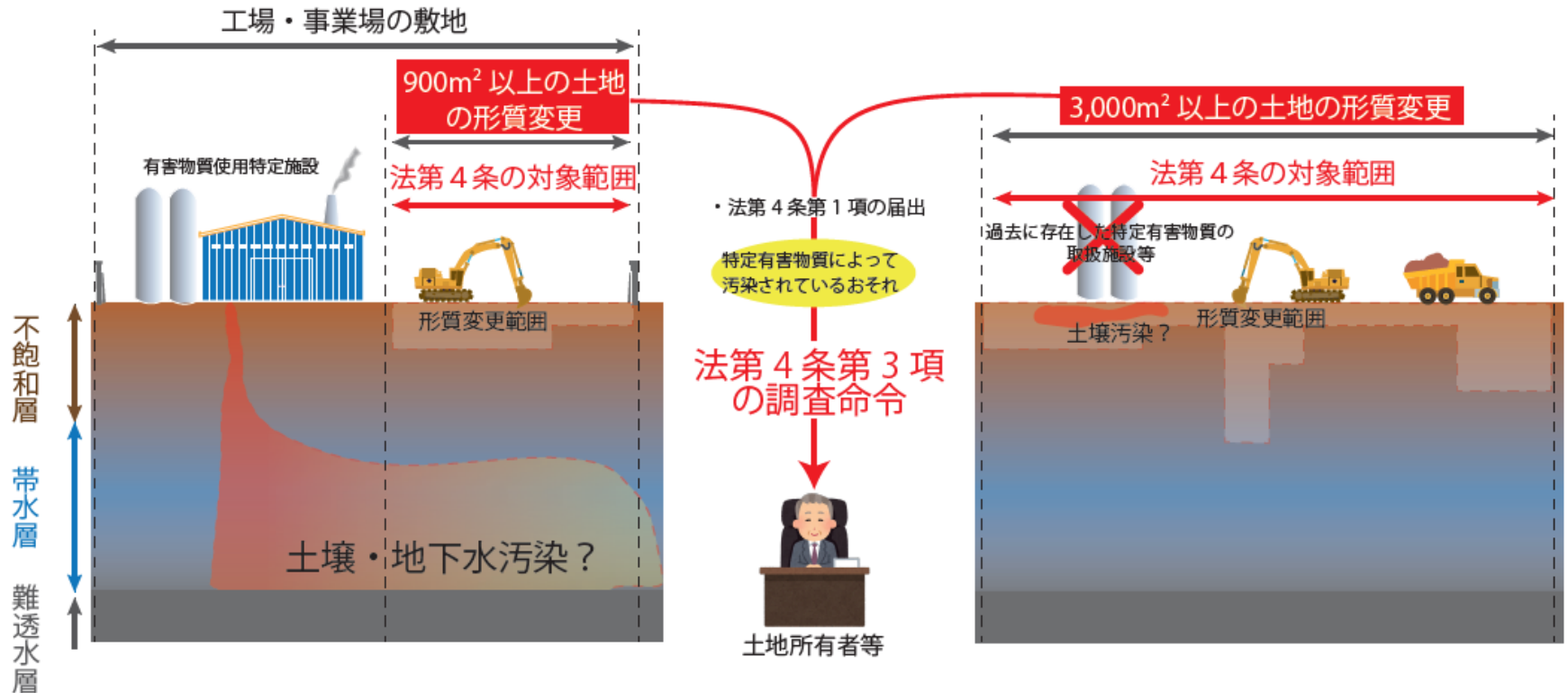
※² 引き続き工場等敷地として利用、小規模な工場等において設置者が引き続き居住する、等の理由を都道府県知事が確認



土壌汚染状況の調査契機のイメージ（法第4条）

✓ 3,000m²以上の形質変更時(有害物質使用特定施設があった土地※については900m²以上)

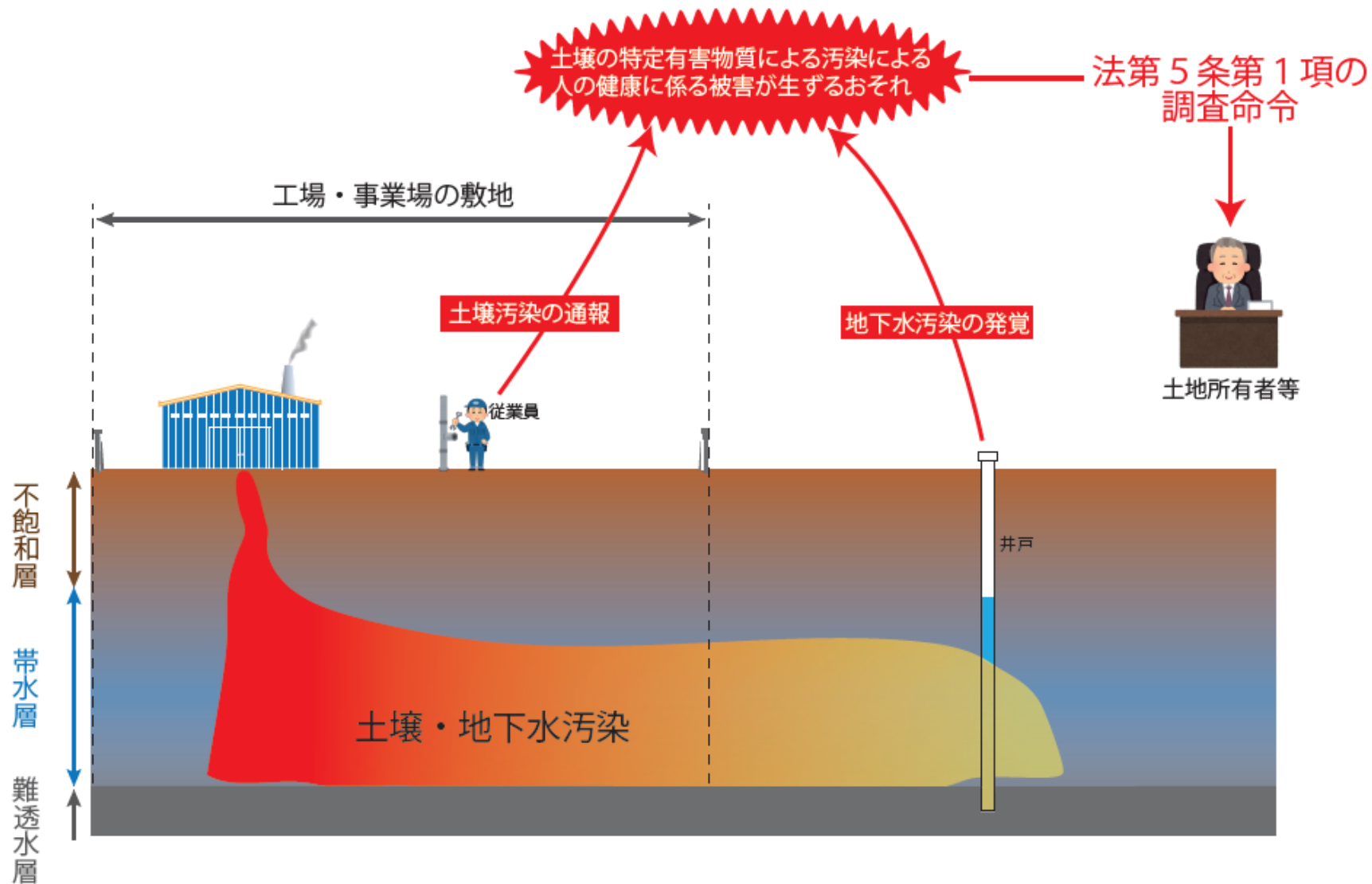
※法第3条第1項のただし書申請中の土地等を想定している



- 土地所有者等が法第4条第1項「土地の形質の変更の届出」を提出。都道府県知事は汚染おそれがあると判断した場合は30日以内に調査命令を発出（法第4条第3項）。
- 調査命令発出を待たず、法第4条第1項提出時に土壌汚染状況調査（法第4条第2項）を提出することもできる。

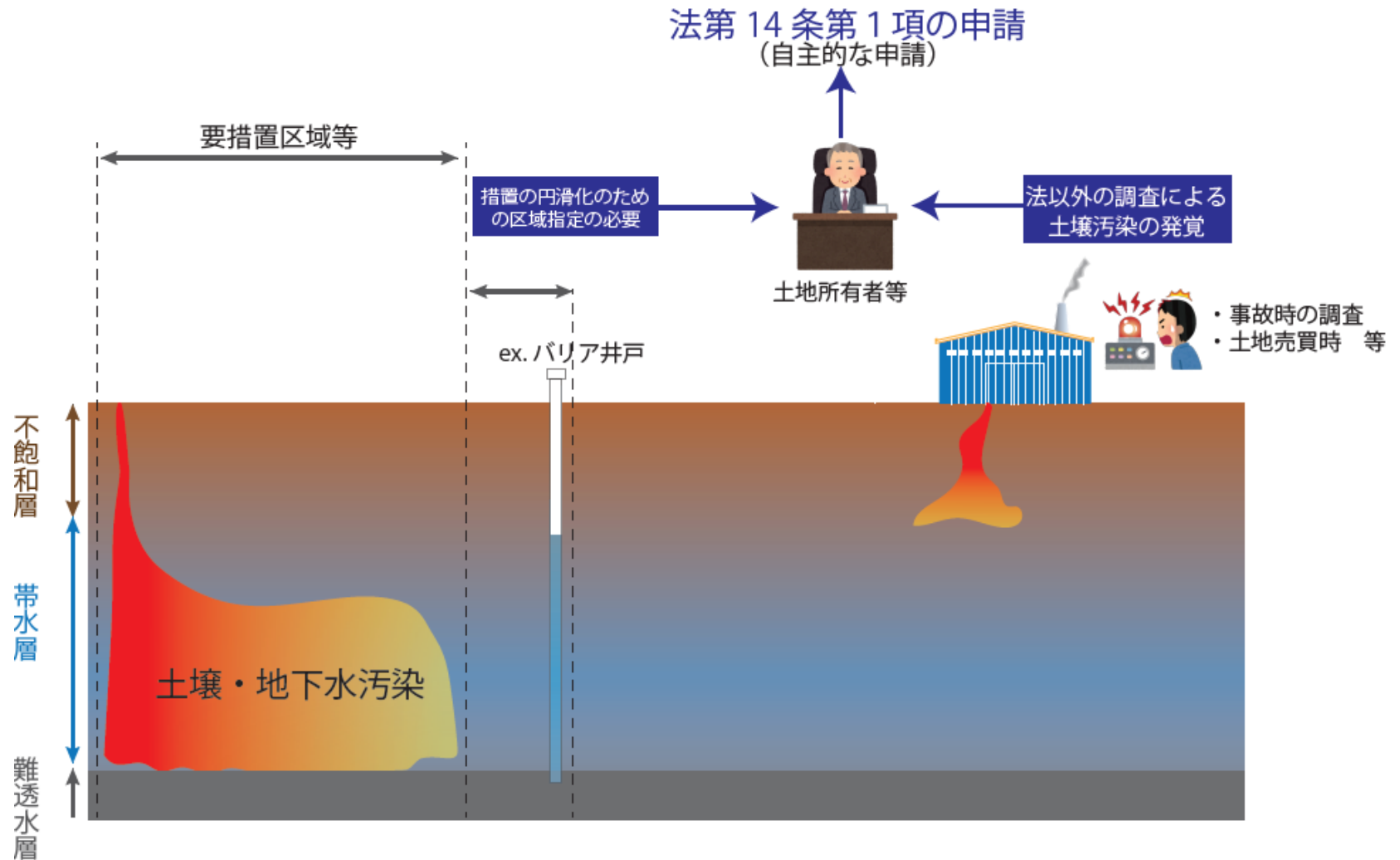
土壌汚染状況の調査契機イメージ（法第5条）

- ✓ 都道府県知事が土壌の特定有害物質による汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると判断した時



土壌汚染状況の調査契機イメージ（法第14条）

- ✓ 措置の円滑化や自主的な調査等により、区域指定を申請する場合



形質変更時要届出区域の種類（法第15条）

汚染の由来	汚染状態	汚染レベル	公有水面埋立法による埋立て 又は干拓の事業による造成が開始された土地		左記以外の土地
			昭和52年 3月15日より前	昭和52年 3月15日以降	
自然由来のみ		第二溶出量基準適合	自然由来特例区域		
		第二溶出量基準不適合	一般管理区域		
水面埋立て 土砂由来のみ	重金属 汚染のみ※ 1	第二溶出量基準適合	埋立地特例区域	埋立地特例区域	区域内の基準 不適合土壌 ※ 2 自然由来等土壌
		第二溶出量基準不適合	⇒人為等由来有り		
	上記以外				
自然由来及び 水面埋立て 土砂由来	重金属 汚染のみ	第二溶出量基準適合	埋立地特例区域		
		第二溶出量基準不適合	⇒人為等由来有り		
	上記以外		⇒人為等由来有り		
人為等由来有り			工業専用地域相当⇒埋立地管理区域		一般管理区域
			一般管理区域		

※ 1 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物及びほう素及びその化合物のいずれかによる汚染

※ 2 土壌の搬出時においても自然由来特例区域又は埋立地特例区域の要件を満たすことが必要

形質変更時要届出区域の種類ごとの施行方法の制限（法第12条）

区域		土地の形質の変更	溶出量基準不適合土壤が 帯水層に接する場合の施行方法 （最も浅い帯水層での施工）	汚染土壤搬出	搬出汚染土壤の 処理に対する規制
要措置区域		<u>原則禁止</u>	・遮水壁により形質変更区域内外の地下水を遮断 又は ・地下水位の管理及び地下水の水質の監視	事前届出 （14日前）	・許可施設において処理 ・飛び地間移動 ※一の調査結果に基づき指定された複数の区域間で移動する場合
形質変更時要届出区域	一般管理区域	<u>事前届出</u> （14日前）	・遮水壁により形質変更区域内外の地下水を遮断 又は ・地下水位の管理及び地下水の水質の監視		・許可施設において処理 ※<u>自然由来等土壤利用施設</u>での処理が可能 ・飛び地間移動 ※上記に同じ ・<u>区域間移動</u> ※区域間の汚染状態・土質が同じ場合
	埋立地管理区域		・ <u>地下水位の管理</u> 又は ・ <u>地下水の水質の監視</u>		
	埋立地特例区域		<u>制限なし</u>		
	自然由来特例区域		<u>制限なし</u>		
臨海部特例区域		<u>事後届出</u> （1年ごと）	施行管理方針に基づいて実施		元の形質変更時要届出区域の種類に準拠

汚染土壌処理施設（法第22条他）

要措置区域等から汚染土壌を搬出する場合は、
許可を受けた施設での処理が必要（区域間移動、飛び地間移動を除く）



浄化等処理施設（浄化）



セメント製造施設



埋立処理施設（内陸）



分別等処理施設



自然由来等土壌利用施設
（イメージ）